平成２７年（フ）第２号
滋賀県長浜市大寺町679番地
債務者　加賀井　勇
1　決定年月日時　平成27年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第３号
滋賀県長浜市大寺町679番地
債務者　加賀井ミツヱ
1　決定年月日時　平成27年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第９４３号
兵庫県三木市吉川町みなぎ台１丁目27番地の３
債務者　小池　香織
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０号
神戸市長田区平和台町１丁目３番２号、従前の住所神戸市須磨区常盤町４丁目１番10号３Ｆ
債務者　松野亜衣子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３０号
神戸市東灘区深江本町１丁目３番24―106号
債務者　古林　英樹
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４１号
神戸市灘区千旦通４丁目１番２号　グランディアみなと六甲202号
債務者　辻　　綾子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８号
兵庫県宝塚市中筋山手３丁目６番26号　坪居ハイツ202号室、前住所兵庫県宝塚市南ひばりガ丘２丁目６番９号　ラークヒルズ壱番館203号
債務者　掛水　信行
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第７号
愛媛県伊予郡砥部町宮内319番地
債務者　竹ノ内龍志
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８号
愛媛県伊予郡砥部町宮内319番地
債務者　竹ノ内裕美
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９号
宮崎市大淀３丁目４番６号
債務者　杉田　梨沙
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３号
石川県能美市寺井町ロ133番地　テライハイツ・106号、従前の住所石川県白山市福留町660番地116
債務者　清水　弘之
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第３１４号
福井市加茂河原２丁目16番６号、旧住所福井県坂井市丸岡町愛宕27番地１－２－１
債務者　向　　幸恵
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３２３号
福井市西谷１丁目112番地２　セシーズ福井越前花堂202号室
債務者　久保　義行
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２号
福井市大森町第８号２番地１
債務者　林　ヨシヲ
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１号
兵庫県宍粟市山崎町山田62番地10
債務者　祐保　麻梨
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第４７号
徳島県海部郡美波町木岐395番地４
債務者　坂本　亜紀
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
徳島地方裁判所阿南支部